

福岡県版学校評価資料

—学校関係者評価の実施に向けて—

平成20年3月

福岡県教育委員会

はじめに

学校評価については、文部科学省が作成した「学校評価ガイドライン」等を参考としながら、各学校の創意工夫により取組が進められているところですが、平成19年6月の学校教育法、同年10月の学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施とその結果の公表、設置者への報告等に関する規定が新たに設けられ、それを受けて平成20年1月に「学校評価ガイドライン」の改訂がなされました。

このような状況を踏まえ、このたび福岡県教育委員会では、各学校や教育委員会における学校評価に関する取組のさらなる充実に資するため、「福岡県版学校評価資料―学校関係者評価の実施に向けて―」を作成することとしました。

本資料では、学校関係者評価の目的や意義、学校関係者評価委員会の設置や実際の評価の進め方、評価結果の報告や公表の方法等、主として学校関係者評価に関する実際の取組の参考となる事項を示しています。

学校評価は、各学校が教育目標とそれに基づく教育活動その他の学校運営の状況等について評価し、改善を図ることにより、教育の質の向上をめざすとともに、保護者や地域住民等の信頼に応える学校づくりを進めていくために重要な取組です。

各学校や教育委員会においては、本資料を活用していただき、それぞれの学校や地域の特徴を生かした学校評価の一層の改善を図り、家庭や地域との連携協力のもと、よりよい学校づくりを推進していただくようお願いします。


平成20年3月

福岡県教育庁教育振興部義務教育課長 村尾 崇

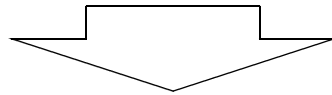
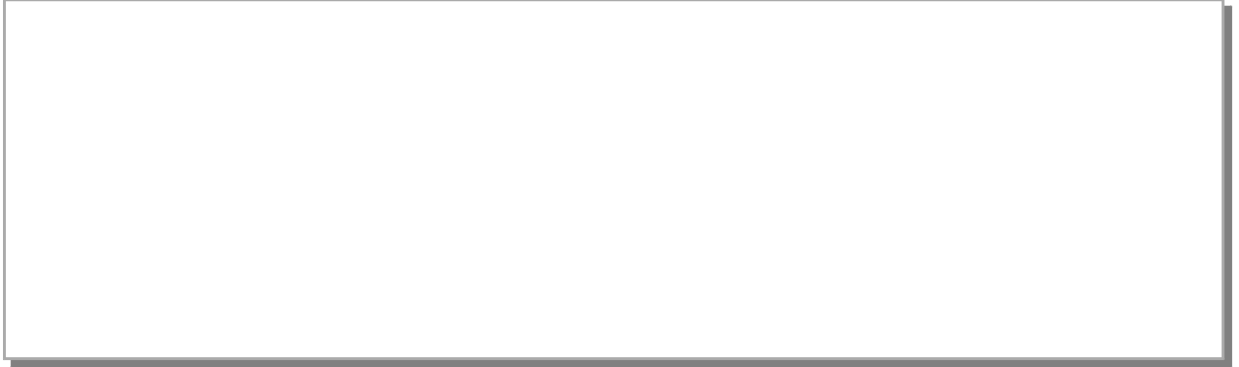
目 次

はじめに

目次	1
I 学校評価の概要	2
I-1 学校評価の3つの形態	2
I-2 学校評価の法的位置づけ	3
I-3 自己評価・学校関係者評価の流れ	4
学校関係者評価実施上の留意点	5
II 学校関係者評価の目的と意義	8
II-1 学校評価ガイドラインから	8
II-2 先進地域の取組から	8
III 学校関係者評価の実際	10
III-1 学校関係者評価委員会の設置	11
III-2 学校関係者評価実施のための資料準備	13
III-3 学校関係者評価委員会の評価活動と評価内容	16
III-4 学校関係者評価結果の報告書の作成	18
III-5 結果の公表	20
IV 市町村教育委員会の対応	22
IV-1 教育委員会規則等の改正	22
IV-2 対応の整理	22
IV-3 学校に対する支援等	22



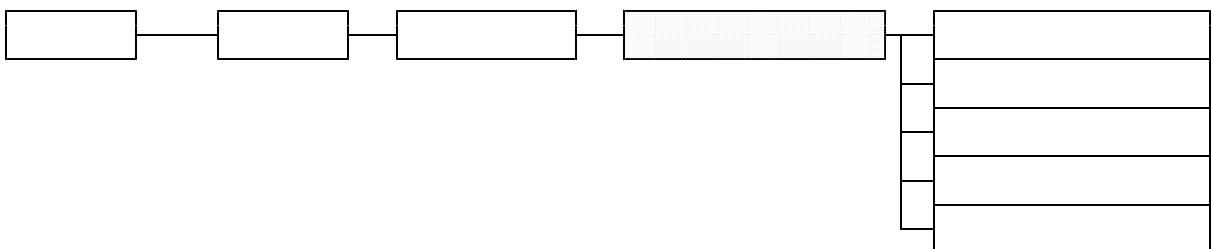
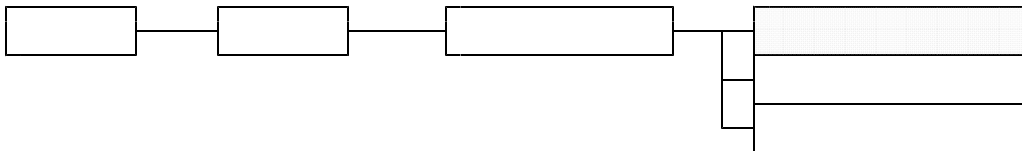
学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され、学校評価について規定がされました。
それに伴い、学校評価ガイドラインについても改訂され、用語等の整理がされています。



学校関係者評価実施上の留意点

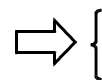
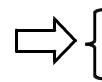
1 校内の学校評価の推進体制の整備

学校評価委員会

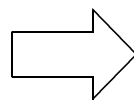


○ 学校評価委員会の委員選定（例）

}



○ 学校評価委員会の役割（例）



2 自己評価の評価項目・評価指標・評価基準

○ 評価項目

12

○ 評価指標

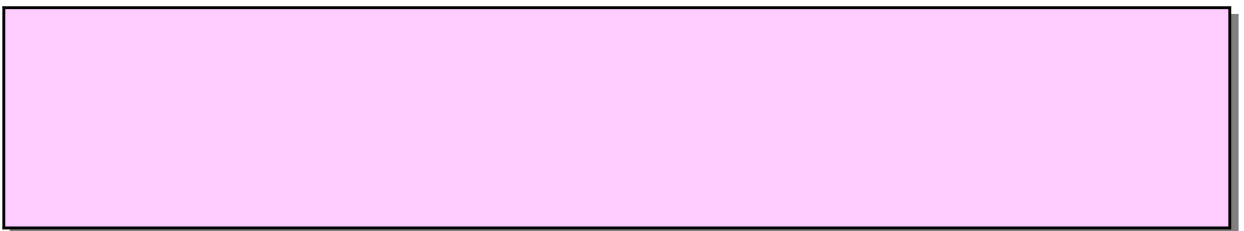
子どもの人間関係を把握するために、定期的な個別面談を実施する。

○ 評価基準



根拠資料の収集をしましょう。

3 職員の意識の共有化



Ⅱ 学校関係者評価の目的と意義

Ⅱ－１ 学校評価ガイドラインから

学校関係者評価の目的について、『学校評価ガイドライン[改訂]』には、次のように示されています。

「学校関係者評価は、保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うものである。」

このように、学校関係者評価は、単に学校を評価するだけのものではなく、家庭や地域の理解と協力を得ることも目的としています。

Ⅱ－２ 先進地域の取組から

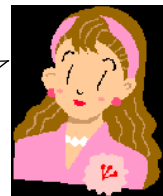
県内には、国や県の指定を受けて学校評価に取り組んでいる地域があります。そうした先進地域からも学校関係者評価の意義や効果の声が聞かれます。

(1) 保護者・地域住民と学校との関わりが深まる

学校関係者評価をすることで学校との関わりが強くなりました

はじめは何から始めたらよいのか全くわかりませんでした。手探りで進めていくうちに、お互い(学校と保護者・地域住民、保護者・地域住民相互)が何をしていけばよいのかがはっきりしてきたように思います。学校に行く機会も増えました。

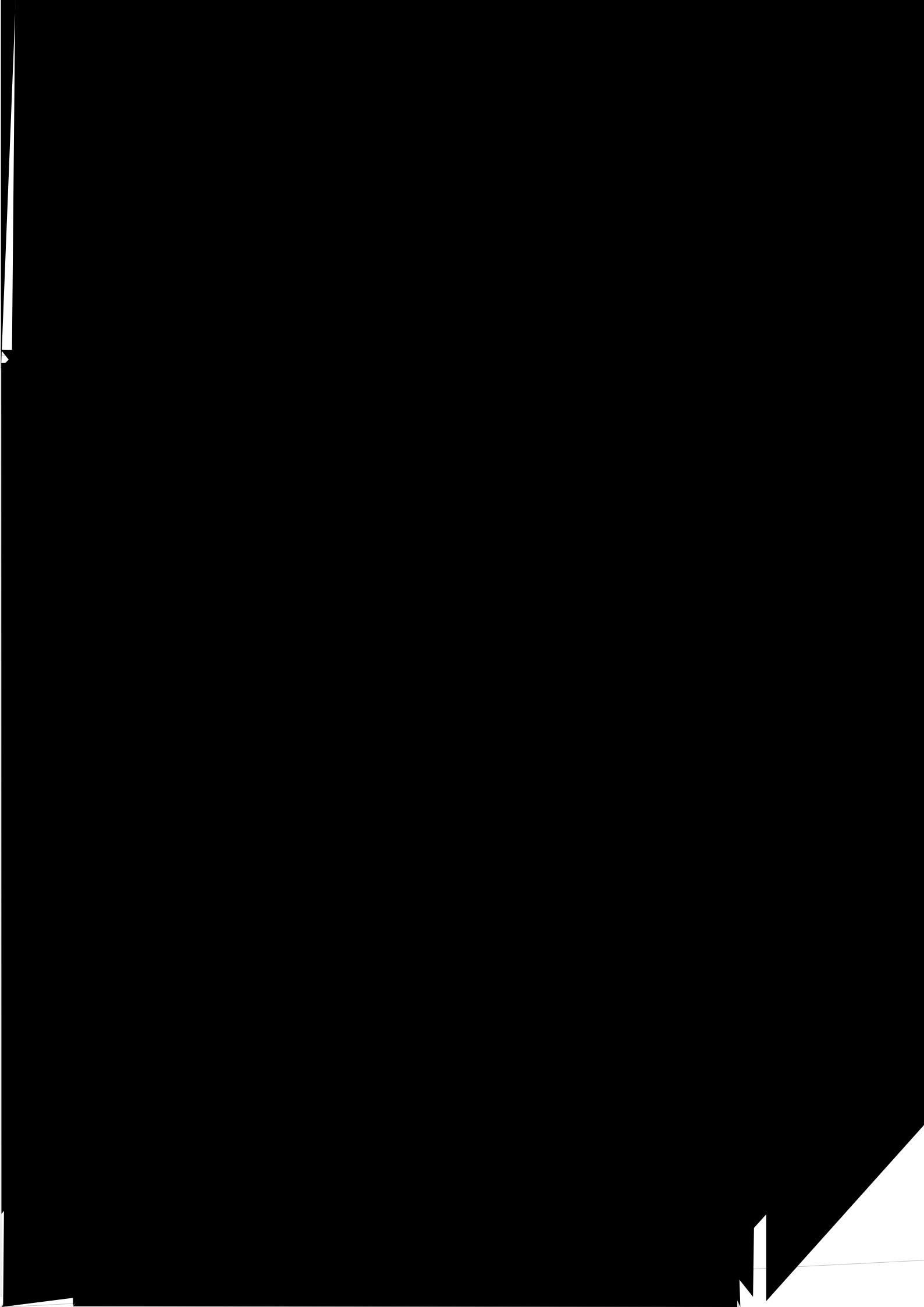
【評価委員さんの声】



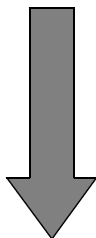
学校評価の結果として、学校の取組を理解してもらい、家庭や地域の方々が教育ボランティア等に積極的に協力してくれるようになりました。

【学校運営協議会実施校の声】

学校の取組について評価を行うために、学校関係者評価委員は学校に足を運び、実際の教育活動に参加したり、子どもや教職員と対話をしたりします。こうした活動を通して、学校との関わりを深めることができます。



本章では、学校関係者評価委員会の設置の在り方や運営の方法を具体的な例を示しながら解説します。



 P. 1 1 ~

- 1 学校関係者評価委員の構成
- 2 既存組織の活用
- 3 学校関係者評価委員会の役割
- 4 委員選定の工夫

 P. 1 3 ~

学校関係者評価の評価項目・評価指標の設定の仕方

 P. 1 6 ~

- 1 学校関係者評価委員会の評価内容と年間の評価活動
- 2 学校関係者評価の充実

 P. 1 8 ~

- 1 学校関係者評価委員会が、学校に提出する報告書
- 2 学校がとりまとめ、設置者に提出する報告書

 P. 2 0 ~

 P. 2 2 ~

- 1 教育委員会規則等の改正
- 2 対応の整理
- 3 学校に対する支援等

Ⅲ－１ 学校関係者評価委員会の設置

1 学校関係者評価委員の構成

学校関係者評価の評価者について、「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（平成19年11月8日 19文科初第849号）」では、次のように示しています。

- (ア) 評価者に当該学校の幼児児童生徒の保護者を含めることが適当であること。
- (イ) (ア)のほかに、-中略-当該学校と直接関係のある者とするのが適当であること
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げた者のほか、必要に応じて、大学教員等の当該学校と直接関係を有しない有識者を加えることも考えられること。

次の人たちは、必ず学校関係者評価委員として選定します。

- 在籍する児童生徒の保護者
- 地域住民
- 接続学校の職員・・・ 9ヶ年の義務教育を円滑に行うために、少なくとも、小学校の学校関係者評価委員には中学校の職員を、中学校の学校関係者評価委員には小学校の職員を選定することを原則とします。

その他にも地域住民として学校や児童生徒の実態等についてくわしく知っており、学校を支援しようとする態度を持った人には積極的に依頼し、委員としての参加を促します。

保護者	接続学校	地域住民	その他
・PTAの役員 ・父母 ・祖父母	・接続する幼、小、中、高等の職員 ・接続する幼、小、中、高等のPTA役員	・公民館関係者 ・自治会や校区青少年育成会議関係者 ・コンビニエンスストアの店長等の子どもをよく知る商店主 ・地元企業の関係者 ・スクールガードリーダー	・元PTAの役員 ・卒業生 ・過去に在籍した教員 ・警察、消防署員 ・NPOのメンバー ・学識経験者

学校関係者評価委員会が、その目的を果たすためには、委員会が組織として機能する必要があります。そこで、委員長や副委員長等、それぞれの役割と権限を決めておきます。

【構成例】

- 委員長 (1名)・・・ 学校関係者評価委員として評価を行うとともに、学校関係者評価委員の意見をとりまとめ、学校関係者評価報告書の作成を代表し学校へ提出する。
- 副委員長 (1名)・・・ 学校関係者評価委員として評価を行うとともに、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、委員長の代行を務める。
- 委員 (若干名)・・・ 学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を踏まえた評価を行う。

【人数】

委員の人数については、学校の目標や学校規模によって異なることが考えられます。委員が少ないと評価の客観性が保てない等の問題が生じるため、学校の状況等に応じて5～10人を目安として構成するとよいでしょう。

2 既存組織の活用

学校評価委員会は、その目的を踏まえて、学校評議員や学校運営協議会等、すでにある組織を活用したり、メンバーを加えたりして設置することもできます。

その際、次の点をよく理解していただき、評価が教育活動の一部の面に偏らず、客観性・透明性が高くなるよう配慮します。

- 学校を適切に理解し、教育活動の支援を行う。
- 学校改善に役立つという判断に基づき意見を述べる。

3 学校関係者評価委員会の役割

『学校評価ガイドライン[改訂]』には、学校関係者評価委員の役割について「(学校関係者評価の) 評価者は、学校の取組について評価し意見を述べるとともに、家庭や地域においては、学校運営改善のための窓口の一つであると同時に、学校の理解者としてその努力を伝えていくことが期待される。」と述べられています。

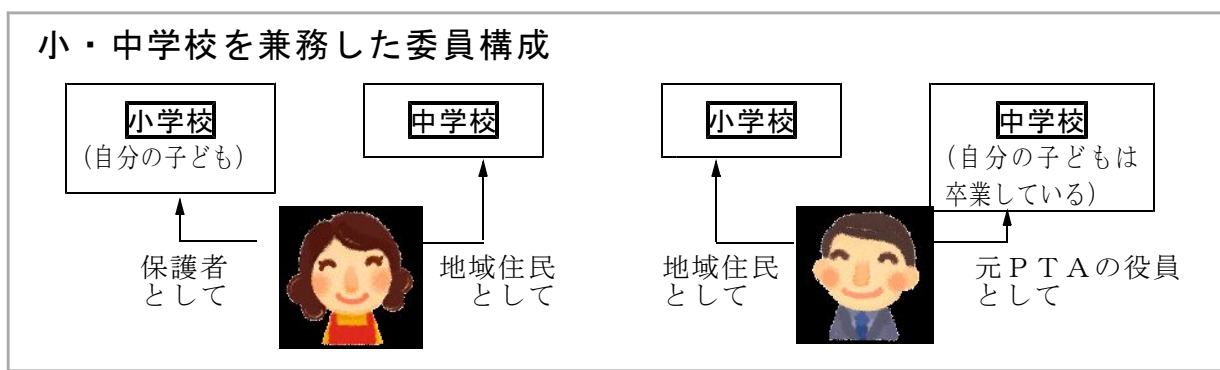
つまり、学校の取組について評価を行い、評価書を取りまとめるだけでなく、学校のよき理解者として家庭や地域に働きかけてもらうことが、大切な役割といえます。

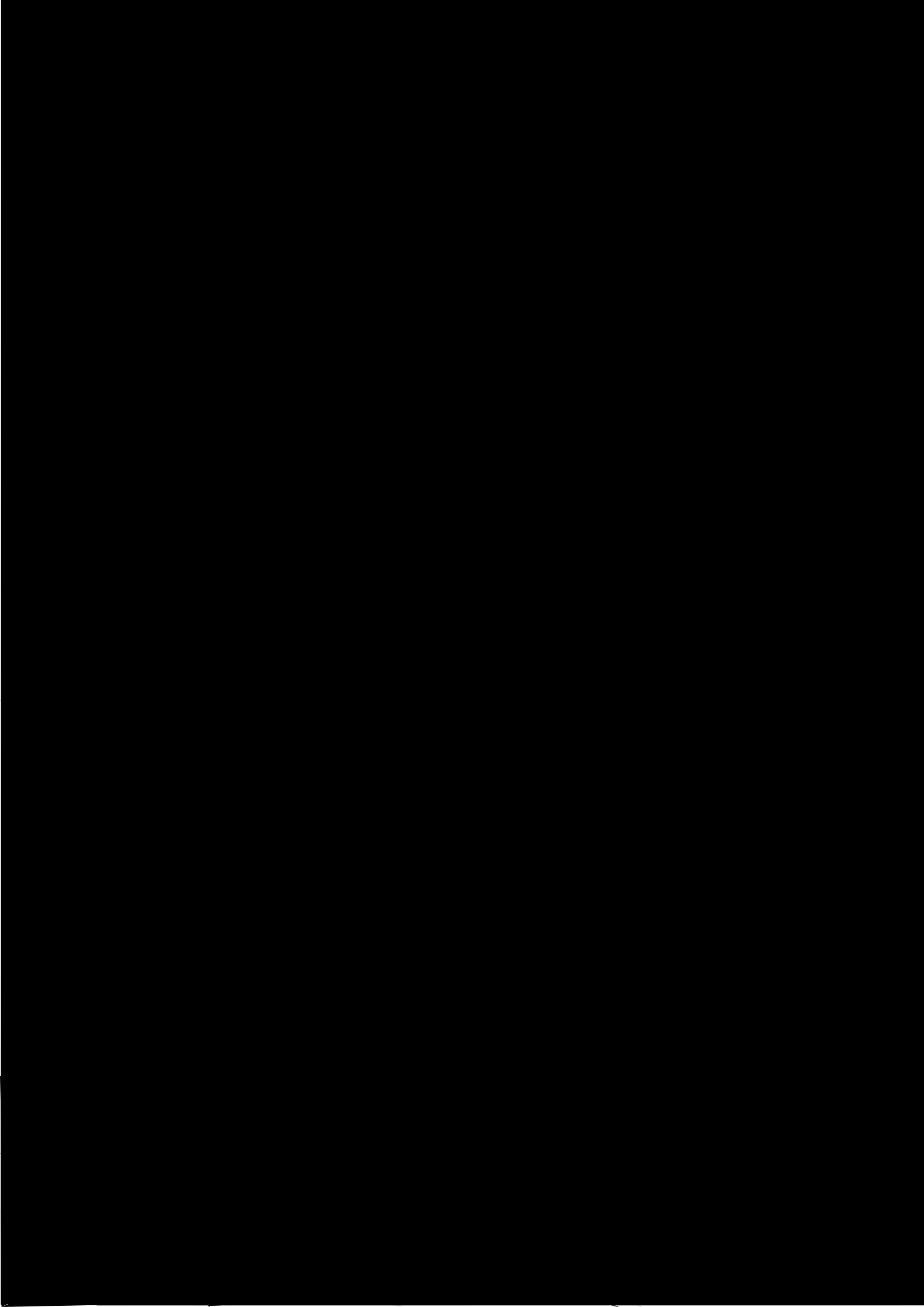
また、学校関係者評価委員は、その役割上、児童生徒の個人情報等を知り得ることが考えられます。学校関係者評価委員は、このような個人情報の保護や守秘義務を負うこととなります。

委員に対しては、あらかじめ予想される職務や義務について説明し、各委員の理解を得ることが欠かせません。

4 委員選定の工夫

小規模校等の事情により、学校関係者評価委員が集まりにくい場合は、次のような工夫も考えられます。





例2 学校の自己評価項目・評価指標を整理してわかりやすい項目・指標に

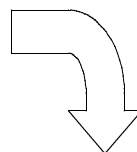
I 教育課程・ 学習指導		
	3	
II 生徒指導		

例3 学校関係者の率直な意見を重視して



〇〇小学校 自己評価書		
項目	指標	自己評価
I 確 か な 学 力 の 育 成	発問や説明が、簡潔・丁寧で、要点が整理された板書がされている。 【根拠資料①】	B
	視聴覚教材や教育機器などの教材・教具が活用されている。 【根拠資料②】	A
	問題解決的な学習過程により、児童生徒の興味関心を生かした指導が行われている。 【根拠資料③】	B
	個別指導やグループ別指導などの指導を実施している。 【根拠資料④】	
	各教科の単元末テスト等で、すべて以上を正答できる。 【根拠資料⑤】	
	【改善策】 習熟度別指導については、高学年年でも実施するとともに、年間力する。 また、重点単元を・・・・	
II 豊 か な 心 の 育 成		

[自己評価書を
もとにして]



平成 年 月 日 ()

平成〇〇年度 **学校関係者評価書**

(〇〇立/〇〇学校
評価委員名 ())

1. 自己評価結果について

確かな学力の育成について

豊かな心の育成について

健康・安全教育について

地域・保護者との連携について

2. 自己評価結果に至る理由の認識について

3. 具体的な改善策について

4. その他

Ⅲ－３ 学校関係者評価委員会の評価活動と評価内容

1 学校関係者評価委員会の評価内容と年間の評価活動

4～5月

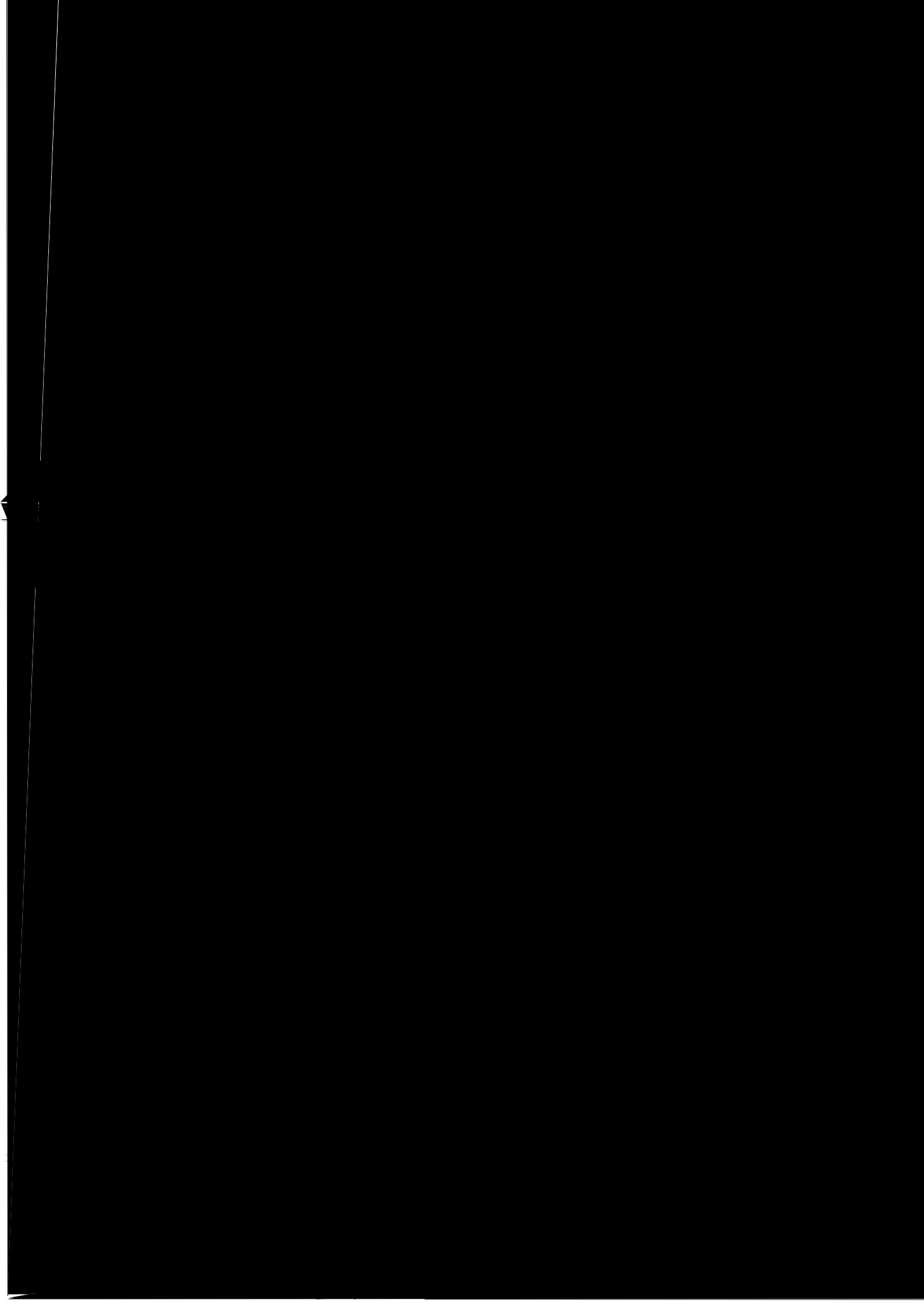
--

7～8月

1

1～2月

--



学校は、自己評価の結果、学校関係者評価の結果、それらの評価結果を踏まえた今後の改善方策について検討し、「報告書」として文書にとりまとめます。とりまとめた報告書は、学校関係者評価委員会が作成した「報告書」と共に、設置者である教育委員会に提出します。

自己評価の結果に関する意見や、教育活動その他の学校運営の改善に関する意見などについて記述したもの

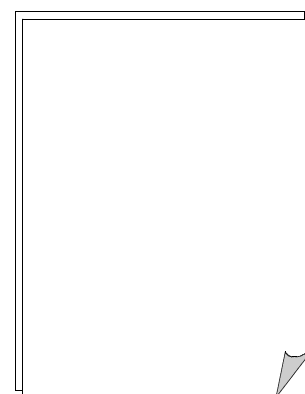
学校が作成し、学校関係者評価委員会に提出したもの

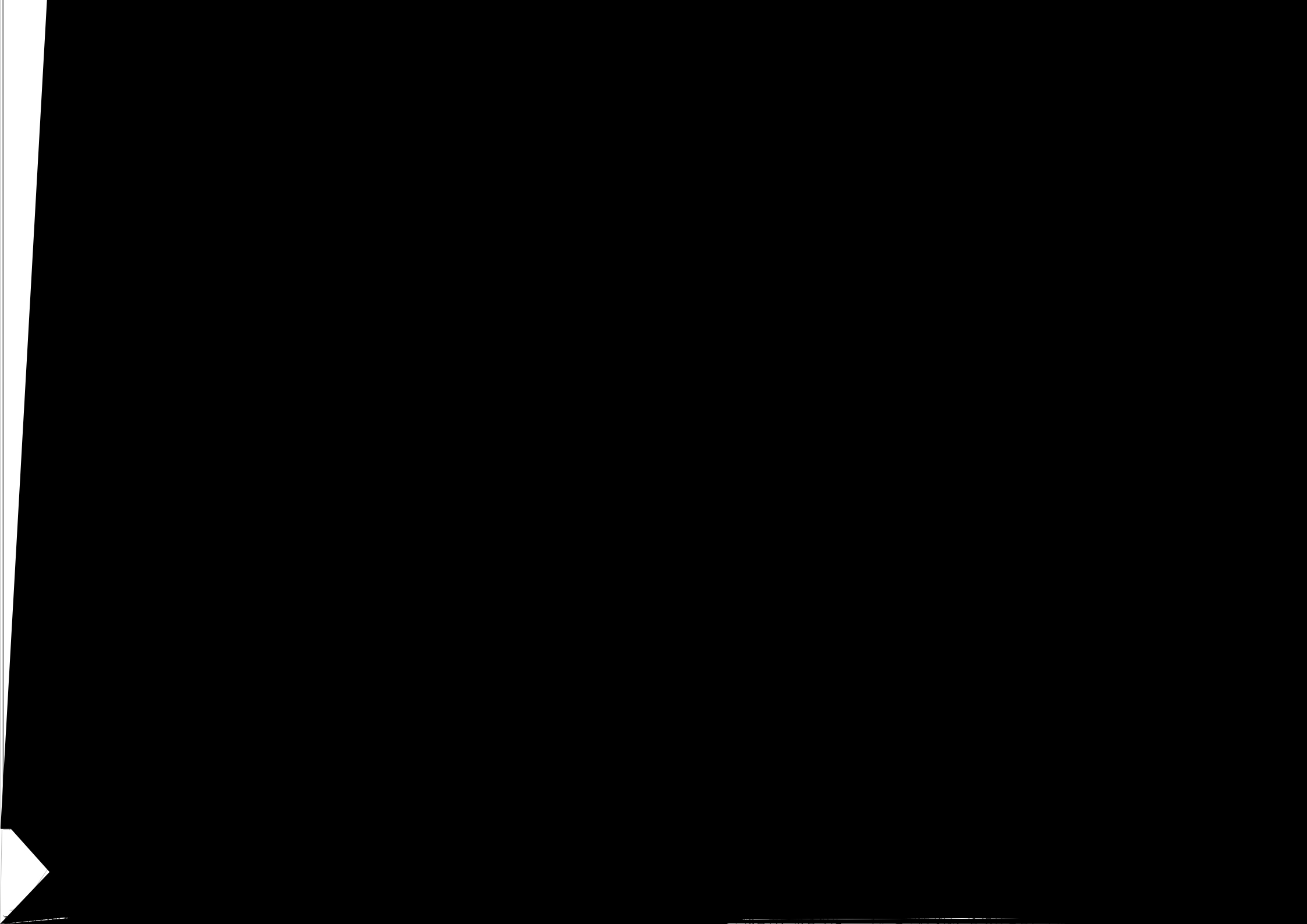
上記 1 の学校関係者評価委員会から提出されたもの

学校関係者評価委員会の報告書を基に、今後の改善策をまとめたもの

自己評価や学校関係者評価のために使用したアンケート等の集計結果など具体的な根拠資料

※ 『自己評価の結果の報告書』、『学校関係者評価の結果の報告書』、『学校関係者評価を踏まえた改善策』を一つの報告書にまとめることもできます。次頁にその例を紹介します。





Ⅲ－５ 結果の公表

各学校は、自己評価や学校関係者評価の結果及び改善策を、学校便りや学校のホームページ等により公表し、保護者・地域住民に周知する努力が求められています。

○ ホームページによる公表

学校のホームページに学校評価の結果等を掲載すれば、評価書の枚数が多くても公表が可能ですし、レイアウトを工夫するしてわかりやすく伝えることができます。各学校でホームページを開設できない場合は、市町村や市町村教育委員会のホームページに掲載することも考えられます。

○ 学校便りによる公表

ホームページと違って、紙面に限りがあるので要約して掲載する必要があります。また、取組状況等について、継続的・定期的に発行することが大切です。

学校便りは、回覧板等で地域の各戸に届くようにしたり、地域の人が集まる公共施設(庁舎、公民館等)に掲示したりします。

○ 保護者・地域住民に対する説明の場の設定による公表

P T A総会、学級や学年懇談会、地区懇談会等において説明するとともに、学校の行事等で保護者・地域住民が集まる機会に、ホームページや掲示板で公表していることをPRすることも大切です。

※ 保護者や地域住民に対して、学校は、学校評価の結果やそれを踏まえた学校の改善策を提供することはもちろんのこと、学校の日常の取組状況等、常に最新の情報を提供することが大切です。

公表にあたっての留意事項

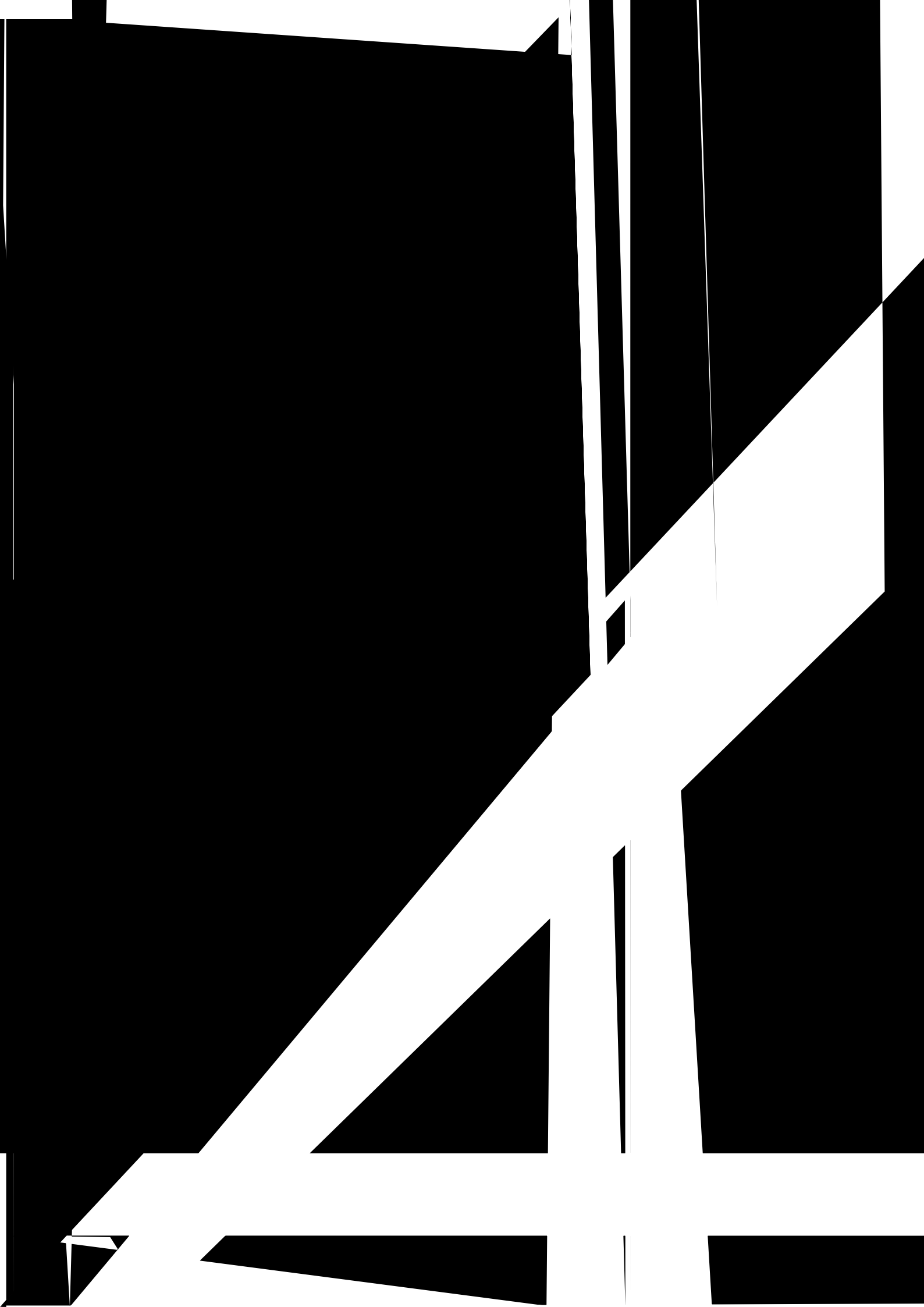
- ・ 個人情報の保護に留意する。
(特に小規模校は、個人の特定がされやすい。)
- ・ 風評被害を防ぎ、信頼を得るためには、正確な情報提供に努める。
- ・ ホームページの更新等、常に新しい情報の提供に努める。

※ その他、『学校評価ガイドライン[改訂] (文部科学省 平成20年1月31日)』の「情報提供にあたっての留意事項」等を参照のこと。

【ホームページへの掲載例】







福岡県行政資料	
分類番号 I A	所属コード 2 1 3 2 1 0 5
登録年度 1 9	登録番号 1 0